

R5防災復興支援研究

「生活者の立場からみた東日本大震災復興政策の再考」

研究代表者：平井勇介

＜要旨＞

申請期間では、主に大船渡市の災害公営住宅団地（末崎町平南団地）と山田町大沢地区を対象とし、地域住民が実践している復旧・復興活動について調査をおこなった。平南団地では被災した人びとが相互に被災経験の痛みを語らずに痛みを共有する交流のあり方を、大沢地区では震災後数ヶ月で漁業を普及させた人間関係網の存在を学ぶことができた。これらの知見は、防潮堤や被災地のコミュニティ形成に関わる政策に活かす事が出来よう。

1 研究の概要（背景・目的等）

国や県、市町村は、東日本大震災の被災者や被災コミュニティに対して、防潮堤建設や高台移転、災害公営住宅団地の建設などのさまざまな復興政策に取り組んできた。被災者たちは、そうした復興政策の恩恵を受ける一方で、防潮堤建設や集合住宅化などへの急激な生活の変化に抗ったり、適応したり、あるいは、震災以前の生活との断絶を感じながら生きている。一連の本研究の目的は、岩手県沿岸地域を対象とし、復興政策がもっている被災者の生活を水路づける力に対する被災者の対応のあり方（住民の知恵）を事例地から学び、生活者の目線から復興政策の考え方を再考するものである。

本研究の申請期間で対象とした問題は、以下の2点である。
－防潮堤問題

被災した沿岸地域の多くには防潮堤が建設されている。典型なりアス式海岸の漁村地域では、しばしば、防潮堤建設を拒否する、防潮堤の高さを低くするなどの要望が出されたが、その多くの地域では防潮堤が建設されることになった。現在、多くの沿岸住民から否定的な声があがり、防潮堤に窓をつけるなどの処置が施されている。何故に沿岸住民は自身の命や財産を守るためにつくられた防潮堤に対してこれほど否定的なのであろうか（川島、2017、植田、2012、坂口、2017）。

－災害公営住宅団地

次に問題にしたいのは、復旧・復興政策における災害公営住宅団地のコミュニティ形成の問題である。災害公営住宅団地の住民には、都市的生活様式へと急激に変化することで生きにくさを感じている人が多い。ここでの都市的生活様式とは、農山漁村的な生活様式や家の構造と異なり、生活の個人化や消費社会化がすすんだ「都市」的な社会での人々の生活の在り方を指している。大船渡市のような東北地方の周辺地域では、生活を支える労働や消費行動、家族・地域の関係の在り方などが「都市」のそれと大きく異なっている。復興政策において、しばしば復興計画の合理性・効率性を求めることと併行して、この都市的生活様式を被災者に強いてきた側面がある。災害公営住宅団地の住民のなかには、これまでの地域社会の生活様式と復興後の都市的生活様式との断絶に困惑するケースが多々ある。例えば塩崎は、阪神・淡路大震

災の復興公営住宅で孤独死が多い要因のひとつとして、地域社会における日常的な交流やつながりを生み出す生活構造が根本的に変化したことを挙げている（塩崎、2014）。被災後、住居確保の緊急性が高いなかで、効率的な住居提供の在り方を社会的に選択するのは当然のことかもしれない。しかしながら、長い目で見るとそれが孤独死を引き起こす要因となっているのである。

本研究期間においては、上記の問題を念頭に山田町大沢地区と大船渡市末崎町平南団地の調査を実施した（研究計画書では、防潮堤問題の事例対象として、釜石市唐丹町花露辺地区と山田町大沢地区を、災害公営住宅団地の事例対象として、大船渡市猪川町長谷堂地区と末崎町平南団地を挙げていたが、令和5年度で調査が順調にすすんだのは、山田町大沢地区と大船渡市末崎町平南団地の2ヶ所であった）。そこでの具体的な研究目的は次のとおりである。

山田町大沢地区では、震災後の生業復旧プロセスを明らかにすることで、津波被害を受けてもすぐに海への生業へと戻れることを可能にする社会的要因を明らかにすることを目的とした。この研究目的を明らかにすることで、津波被害を少なくするために人の生活領域と海を断絶する防潮堤建設の基本的な考え方とは異なる、地元住民の海との付き合い方を理解できると考えている。もう一方の大船渡市末崎町平南団地では、災害公営住宅団地の交流の場づくりの意義を明らかにすることを目的とした。平南団地には、共同畑や池、グランドゴルフ場、花畑が造成されている。また、お祭りやカラオケ大会なども定期的に行われる。こうした交流の場づくりを積極的におこなう意義を団地会長 A 氏の取り組みから明らかにする。この研究目的を明らかにすることで、被災地の災害公営住宅団地における地域づくりの工夫のあり方が学べるのではないかと考える。

2 研究の内容（方法・経過等）

・対象地の歴史的資料の収集・分析

研究方法のひとつは、事例地の歴史的資料の収集・分析である。防潮堤の問題でも災害公営住宅団地の問題でも、地域の歴史の理解は不可欠になると考えている。一例を挙

げる。山田町大沢地区では、被災後、海と自分たちの関係を考え、すぐに生業を復旧・復興しようとするとき、高度化された漁業技術よりもしばしば歴史的な漁業のあり方をなぞる方が効率的であったといわれる。大沢地区は、漁業を支えてきた歴史的な社会構造が残存している傾向が強いこともあり、一時的に歴史的な漁業に無理なく戻れた側面があった。このような例は、歴史的に蓄積された知識や社会構造が現代の地域住民の復旧・復興活動に活かされた顕著な例といえよう。大沢地区はわかりやすい例であるが、他の事例でも歴史の重要性は変わらないと考えている。

・対象地へのフィールドワーク

研究方法の主要なものはフィールドワークである。現場の方への聞き取りだけではなく、例えば災害公営住宅団地の団地会活動などにも一緒に参加するなかで、その実践の意図や意義について実感することが重要と考えている。

3 研究の成果

3-1. 山田町大沢地区

本年度の調査から、すでに述べた研究目的に沿って大沢地区の歴史を整理し、聞き取り調査をおこなった。現在の調査結果から目的に対する仮説を立てるならば以下になるよう。

大沢の海は常に変化している。江戸期から生活を成り立たせてきた主要な魚種・貝類をみていくと、時代によって変わってくるのがむしろ当然であるⁱⁱ。漁業の近代化により、獲れる魚種が獲れなくなるというスパンは短くなってきているのかもしれないが、いずれにしろ、大沢地区の人びとは、この海の変化に対応しながら生きてこなければならなかった。また、大沢地区の人びとは、税の支払いや近代以降は特に市場価値などによっても、海から得られる魚種・貝類を選択し、獲ってもきた。つまり、大沢地区の住民は、海の変化、社会の外部条件の変化（領主や藩からの税取り立ての変化、魚種の市場価値の変化）の両方を睨みながら、これまでの漁法を修正したり、全く新しくほかの地域から漁法を導入したり、自ら漁法を編み出したりしながら、対応してきたといえようⁱⁱⁱ。

こうした変化し続ける漁法に大沢地区の人びとが適応しつづけるためには、自身の漁業技術の修練や自然への深い理解も大事であったろうが、本研究目的に照らし合わせて大事だと考えられるのは、地域社会の人間関係の紐帯を強めることであったと考えられる。漁法の変化にあわせて、船員の数はおおきく異なってくる。歴史的にみれば、数十人に対応する漁法は多かったし、近年の養殖業では数名で対応できるものもある。養殖業一本で暮らせるようになるのはごく最近であったろうし、その養殖業もホタテが急にとれなくなったりするなどのリスクを常に抱えている。一人の漁師の視点に立てば、年間でいくつかの漁法によって複数の魚種をとっていたほうが生活の安定につながったであろう（歴史的にみれば、

そもそも魚の周遊のタイミングで漁業をおこなうので、年間に多くの漁法で漁業をするのが普通であった^{iv}）。つまり、大沢の人びとは、生活の安定のためには、年間で複数の漁法をおこない、それぞれの漁法に合わせて、さまざまな規模（人数）のグループを形成し、漁業をしてきたことになる。昔も今も、漁業は命がけの仕事である。信頼できる仲間がいなければ、簡単には一緒に海には行けないものであろう。そうした信頼できる人びとをどのように柔軟に確保し、変化し続ける漁法に対応し続けてきたのであろうか。

現在の聞き取りからも推察されるが、海の仕事に頼む基本的な人間関係は、家族関係・親族関係であったろうと考えられる。それでも船員が足りないときは、信頼できる人の伝手で大沢の人を新たに引き入れたであろうし、歴史的には地域内外から水夫を雇うなどもしてきた。このような信頼できる人間関係網を形成することが、船頭や経営主（多くの家は独立した経営主）は特に重要であったと考えられる。このことを考えると、大沢地区の七籠り行事などは、この信頼できる人間関係網の形成・強化に直接的に結び付いてきたであろう^{vi}。

現在、養殖業の盛隆により、養殖業一本で生活できる人も増えてきた。だからこそ、この信頼できる人間関係網の必要性は低下したであろうし、また漁業の安全性が昔より高まり、七籠りの必要性も薄れたといえよう。とはいえ、近年まで漁船団が存続していることは注目すべきことであろう。

こうした視点で、大沢地区の漁業復興プロセスをみると、次のような仮説が想定される。大沢地区の漁業復興プロセスのなかで最も驚くのは、震災直後、各家では家族が亡くなったり、家が失われたりするような状況の中で、過酷な復旧事業に取り組むグループ（漁業・養殖業復興支援事業費補助金に対応するための8つのグループ）を自然と組めたことにある。大沢地区の歴史を振り返れば、このグループ化が自然とできたこともうなずける。すなわち、海で生活を営むうえで、信頼できる人間関係を如何に密に広範囲に広げることができるとかが重要であったからこそ、震災後の簡単に他の家の事情に踏み込めない時期にグループ化ができたと考えられる。漁師の経験年数が多い人ほど、その人間関係網は複雑であると想定されるし、比較的若い方は人間関係網が比較的シンプルであろう。事例地では、人間関係網が複雑な場合はグループに所属する選択肢が増し、人間関係網が比較的シンプルな場合は、地域の消防団のような地域組織によりグループ化を補った側面がある。

以上が現在のところでの、調査目的に対する仮説である。地域の全体像を明らかにするのは不可能であるが、数名の特定の個人の目線でこの人間関係網がどのような濃さで、どのように広がっているのか、そしてそれが震災後の漁業復興のグループ化にどう影響したのかを示すことができれば、大沢地区で漁業を営んできた経験が如何に非常時に対するレジリエンス（抵抗力）に結び付いているのかという説得的な議

論が展開できるであろう。そのことは、レジリエンスを保持してきた漁民の生業経験の重要性とそれを土台とした海への付き合い方を示すことにも繋がる。被害を受けてもなお、柔軟に海へとかかわり続けようとする漁師の考え方を支える生活経験をいかに生かして、防災と復興を両立していくのか。本研究から示唆される論点は、地域文化を喪失させる側面をもった防潮堤建設の問題点だけではなく、漁業の企業化に対する問題点の提示などにも展開できそうである。

3-2. 大船渡市末崎町の災害公営住宅団地

次に、東日本大震災後に大船渡市末崎町平南団地（元災害公営住宅団地・現在の復興団地）の研究結果を記述する。ここでの研究目的は、平南団地の団地会長 A さん中心で継続されてきた被災者の交流活動の意義を考えることである。そのことを通して、地域社会での生活を営む上での被災経験の共有のあり方を検討したい。

上記の問いを考えるうえで、A さんの震災前後の数々の地域活動と重ね合わせながら解釈していく。A さんのこうした生活経験を通してみると、地域社会での生活を営むことを前提とした地域交流活動の意義が説得的にみえてくると思われるためである。

まずは簡単に A さんについて紹介をした後（3-2-1）、震災前の地域活動（3-2-2）、震災後の地域交流活動について（3-2-3）記述し、最後に地域交流活動の意義についてまとめておく（3-2-4）。

3-2-1. A さんについて

震災後、団地会の活動やカラオケサロンを続けてきた A さんは、大船渡市末崎町 B 地区の出身である^{vii}。30 代に、妻とともに、末崎町内の大田団地へ引っ越した。シャクリーの営業で好成績を上げ、（好成績者が招待される）海外旅行へ数多く（20ヶ国ほど）参加。シャクリーの営業は、各家庭の奥さんからの信頼を得る必要があり、人と接する際の微細な事柄に敏感になっていったと想像される。

3-2-2. 大田団地での経験—地域への失意

3-2-2-1. 大田団地でのまちづくりの経験

大田団地は、小河原集落内に造成された戸建ての集合団地である。小河原集落は昭和初期 20 数戸の半農半漁村であり、そこには製塩所があった。その場所が昭和 46 年に宅地開発され、大田団地が造成された。小河原集落は団地住民を自治会に受け入れる方針を取ったが、団地の家数は増加し、東日本大震災時集落の戸数は 260 戸となっていた。いつしか、もともと小河原集落に住んでいた家は地域運営に関わらなくなっていったそうである。当時、大船渡市でこれほど大規模な団地は珍しく、「訳あり」の方々も多く住まわれていたため、まとまりが非常に悪かったといわれる。

小河原集落の集会所は津波被害を受け、資料はすべて失われた。そのため定かではないが、聞き取りによれば、旧住民が自治会での力を有していた時期は比較的短く、団地住民が自治会の中心的メンバーとなっていた。A さんも副自治会長を長く務め（断続的に 10 年以上）、自治会運営を担うことになる。

小河原公民館の運営はたいへんであった。住民から A さんらの自治会運営のあり方を強く非難され、自治会を総入れ替えし、新体制では自治運営ができなくなって、A さんらがまた自治会運営側にまわるというようなことも経験した。

A さんによれば、お母さん方の揉め事がもっともたいへんだった。子どもや家庭に関わる恨みや嫉みからくる対立は、派閥をつくり、集落の伝統芸能活動やスポーツ活動などでコミュニケーション不全となった。A さんはそうした問題に介入し、（丸く収めるといふところまでは難しいが）集落としてまとまって活動ができる状態を維持してきた。

3-2-2-2. 避難所の経験

東日本大震災により、小河原集落の自治会は大きな被害を受けた。260 世帯のうち、被災世帯 201 戸（約 170 戸が津波被害：死者 26 名）である。先に上げたまとまりのない地域の状況は、東日本大震災後、避難所生活で露わとなる。

周辺の地域コミュニティの避難所運営の状況と比較すると、その点明瞭である。避難所では、津波被害に遭っていない方々が避難所運営に廻るケースが普通と語られる。また、物資分配においても津波被災者を優先させるという原則が貫かれることが多かった。しかしながら、小河原集落の被災した方々が集まる避難所では、津波被害に遭った団地住民（当時の自治会中枢メンバー：A さんを含む）が避難所で中心的に動き、津波被害に遭っていない方々も物資を得る権利があると主張し、混乱に陥った。また、避難所での生活も苦情が多く、その対応に夜も避難所では眠れず、避難所で中心的に動いていた A さんらは車で寝ていた時期も多かった。自治会中枢メンバーのなかには、避難所運営で倒れ、家族が強制的に運営から離脱させて、当時被災者が短期滞在できた温泉へと連れていくこともあった。

結局、小河原公民館は解散という道を選択する。地理的に集団で移転する土地がなかったこともおおきかろうが、A さんからすれば避難所の経験は自治会の意義を見出せなくなるのに十分であった。

3-2-3. 災害公営住宅団地での交流活動

3-2-3-1. 平南団地（災害公営住宅団地）での活動

A さんは避難所、仮設住宅を経て、平南団地を終の棲家と決めた。家を建てることは不可能ではなかったのかもしれないが、残った貯蓄でゆっくり過ごすことを選んだ。平南団地は、56 戸入居可能で、平成 28 年から入居が開始された。入居開始初期は、50 世帯中約半数が単身者、半数以上が小河原集落からの住民である。

平南団地は既存の行政区には加わらず、災害公営住宅団地単独で新たな行政区となった。小河原集落から平南団地へと移ることになった住民から、団地会長就任を依頼されたが A さんはそのたびに断ってきた。しかし、最終的に受け入れることを決断した。団地会長となった A さんは、団地住民の交流活動の場を創出してきた。

—広報活動、七夕祭り、集会所でのカラオケ、婦人会を創設し料理を作って団地メンバーへお裾分けをする活動
—団地わきの土地を借りて、花畑や共同野菜畑、池、小屋、グランドゴルフ場を造成

一造成した小屋周辺では、朝のラジオ体操、春の花見、夏のバーベキュー

3-2-3-2. 団地内の活動から地域交流活動へ

ここからは、先に示した団地会活動の意義のひとつが明瞭に立ち顕れていると考えられるカラオケ活動に焦点を当てていこう。

平成 28 年に入居開始となった当初、集会所に防音設備を整えてもらい、A さんは自前のカラオケ機材を寄付、さらに百数十万をかけてカラオケ機材を新調し導入した。筆者は集会所のカラオケに 1 度参加させてもらったことがある。そのとき、歌の間奏の合間に A さんは「ここにいる人はみんないろんな経験をしている。だから演歌が沁みる」と話されていた。現在、平南団地の集会所でのカラオケと併行し、別の場所（プレハブ；A さんの息子さんの経営する食堂の近く）で団地住民外の地域の方々も参加するカラオケもおこなわれている。週 2 回のプレハブでのカラオケサロンは、(令和 5 年 9 月の場合) 毎回 12 時半から 15 時 30 分までとなっており、予約などは不要である。

カラオケサロンでの通常の進行は次のようなものである。参加者は歌いたい曲を所定の用紙に書いて、A さん、あるいは常連の方へ渡す。その用紙は返却されるので、自分の持ち歌が蓄積されることになる。常連の方はかなり厚い所定用紙の束から選ぶことになる。また、歌った曲の点数を記録している方もいる。○点、○点はボーナス、ということで、その得点が出ればその時々のお景品をもらえる。

A さんはコロナ禍においてもこのカラオケサロンを中止しなかった。「一人でも歌い続ける」とカラオケサロンを休むことなく継続してきた。少ない時は数名、多い時には十数名が集うこの場所にはいったいどのような意義があるのだろう。

3-2-4. カラオケサロンの意義

筆者は、プレハブでおこなわれるカラオケサロンに 2 度ほど参加をさせてもらった。2 回目は学生 2 人を連れての参加であった（参加者は私たちを含めて 15 名は超えていた）。A さんはカラオケサロンの開始に当たり、「ここには津波に流され九死に一生を得た人もいます。この場所が平井さんにはどう映るのか。…」と話され、筆者に挨拶をしろと言われた。そのときは、無難な挨拶をしたが、その問いに今応えられたらと思う。

阪神・淡路大震災で「偶然にも生き残った」渥美公秀は、震災の経験を伝えることを考えるとき、悲しみと＜かなしさ＞を区別する（渥美、2021）。悲しみとは、震災後に「そこで見た風景、聞いた音、嗅いだ臭い、触れた物事、そして、味わったもの、どれをとっても悲しみに満ちていた」と表現される、生々しいリアリティを伴う悲しみである。一方、＜かなしさ＞とは、「かなしみに果てあることのかなしさ」だという。被災し、悲しみが未来永劫続くように思われる世界にいた渥美は次のようにいう。

「悲しみしかない世界、悲しみが未来永劫続くように思われる世界、そうであるなら、いっそその悲しみを大切に生きていこうとはしないだろうか。もはや自分には悲しみし

かない。この先ずっと悲しみしかない。そう思うからこそ、その悲しみをそっと抱きしめて悲しみとともに生きていく。そう心に決める。ところが、時の流れはあまりにも無情である。いつかは、ただ一つ大切にしてきたあの悲しみまでもがいつ果ててしまう。少なくともそんな予感がする。そのことに気づいたとき、人が味わう虚ろな時空間・・・それが（中略）「かなしみに果てあることのかなしさ」である」

渥美は、悲しみよりも＜かなしさ＞を伝えることの方が重要なのではないかという。そして、＜かなしさ＞を伝えることは、「共感不可能性への共感」によって可能なのではないかというのである。「共感不可能性への共感」とは、阪神・淡路大震災の被災された方々と東日本大震災で被災された方々が交流したときに感じた、互いに分かり合えない被害を背負っているということだけは了解している、という意味での共感であるという。

被災経験の共有が社会的に必要であることにはおおきな異論はなかろう。そのことによって被害を受けた方々への配慮を生み出すし、将来的に自然災害の被害を軽減することにもつながるであろう。しかしながら、凄惨な経験をどのように共有するのか、については難しい問題をはらんでいる。震災を経験された方々と経験していない方々の間での断絶は大きい。そもそも凄惨な経験を語ることは、それだけで辛いことであろうし、語ったとしてちゃんと理解されることなどないし、異なった解釈（ときに暴力的な解釈）をされることも往々にしてある。聞く側（経験していない方々）の態勢が整っていないようにみえることがほとんどであろうし、聞く側にとって凄惨な経験を聞くことはしばしば「生理的な嫌悪」（好井、2023）を抱くことでもであろう。語る側／聞く側のさまざまな思いが交錯するなかで、経験を語る／聴くということは想像以上に難しい。

では、被災した方々同士であれば凄惨な経験を共有しやすいのであろうか。この場合も、「語る／聴く」という形式で経験を共有することにはある種の難しさがあるように思われる。筆者の経験のひとつであるが、震災から 5、6 年たったころ、大船渡市赤崎町の方にお話を伺った際、その方は、「隣の家はご主人以外の家族が亡くなり、なんと言葉をかけたらよいかわからない」と泣き崩れられた。「被災された方々」といっても、家族を失った方、津波で家を流された方、家が半壊された方、家の被害はないが仕事を失った方、さまざまである。こうした被害の差異は、明瞭に存在する一方で、例えば、震災で同数の家族を失ったことで、被害が同じなどということはできないように、あるいは、失った家族の数で被害の程度を測ってはいけないうように、差異を序列化してはいけないう側面がある^{viii}。このような特徴をもつ「被害の差異」のなかで、被災した方々同士が経験を語るというのはどれだけ気を遣い、難しいことであろう。

こうした「被害の差異」を考えたとき、被災された方々は簡単には自分の被害を言葉にはできないのだろうと思う。しかし、カラオケ（演歌）は人生の苦難や喜びをうたい、聴く側の姿勢が伴えば、＜かなしさ＞を共有できる。ここでいう共有は、個別具体的な被災経験を言葉にせずとも「共感不可能性への共感」というレベルで共有しているという意味であ

る。筆者の目からすれば、カラオケサロンはこうした共有の場のように受け取れるのである。

ここでみてきた「カラオケサロンの意義」（≡個別具体的な被災経験を語らない、被災経験の共有）は、被災地の地域づくりの土台ともなっている側面がある。東日本大震災の復興住宅では、現在、入居者の高齢化、空き住戸の問題が生じている（読売新聞、2024. 3. 5）。平南団地は、大船渡市内で稀にみる入居率（56戸中54戸が埋まっている；一般入居者は22戸、罹災者は32戸）である。平南団地の一般入居者に話を聞くと、平南団地はいろいろな活動をしているから引っ越してきた、と理由を挙げてくれた。〈かなしみ〉の共有の場は、個別具体的な被災経験を語らずに、交流をするがゆえに、被災経験のない人たちにとって入り込みやすくなっている側面があるのであろう。

Aさんが地域活動を続ける理由のひとつは、自分の人生を豊かに生きたいからだ。そのためには、まわりの人と打ち解けていく必要がある。被害の差異はその障害であり、被災経験の共有はその障害を乗り越えるために不可欠なものなのであろう。だからこそ、コロナ禍においてもカラオケサロンを続け、〈かなしみ〉の共有の場を維持し続けてきたのではないかと考えられるのである。

4 今後の具体的な展開

今後、直近の課題としては、山田町大沢地区の論文化、平南団地の論文化（図書掲載を予定）をすすめることである。本プロジェクトの今後の予定としては、こうした事例研究を蓄積していきながら、防潮堤建設や災害公営住宅団地（復興住宅団地）のコミュニティ形成にかかわる復興政策の課題や政策に修正を迫る知見をより包括的なかたちで示すことである。これらに見通しが立った後、防災意識を高めるための地域づくりや大船渡商店街などの大船渡市の幾つかの地域の事例研究をすすめ、大船渡市の復興の現状や住民の実践か

¹山田町にある地区の一つである大沢地区は、人口1,654人、世帯数710戸の地区である（令和6年1月1日時点）。また、大沢地区の漁業協同組合（以下、漁協）の組合員は145人（准組合員16人含む）（令和5年9月11日時点）。東日本大震災において家屋だけでなく、水産業にも甚大な被害を受けた。山田町全体では、漁船は1,157隻あったが、震災により539隻まで減少した。三陸やまだ漁協の資料による大沢地区の震災後の漁船数と漁師の聞き取りでの漁船数には誤差があるが、漁師の聞き取りにおいては、大沢地区では80隻程が残り、この漁船を共同で用いて漁業復旧作業に当たったという。

² おおまかではあるが、時代を下りながら、生活上主要な魚種・貝類・漁法を整理しておこう。

縄文時代（魚種は、八戸湾沿岸・宮古湾沿岸・大船渡湾沿岸・山田湾沿岸・広田湾沿岸・気仙沼湾沿岸・松島湾沿岸・磐城地方沿岸・房総地方沿岸等の諸貝塚から大量に出土する魚骨より）

内湾～河口域：クロダイ・スズキ・ボラ・フグ類・マアジ・ハゼ類・ウグイ等

湾口～外海域：マダイ・サバ・カツオ・マグロ

ら、復興政策の課題と修正のための知見を体系的に示すことが本プロジェクトの最終目的となる。

5 その他（参考文献・謝辞等）

- 川島秀一、2017『海と生きる作法 漁師から学ぶ災害観』、富山房インターナショナル
- 植田今日子、2012「なぜ被災者が津波常習地へと帰るのかー気仙沼市唐桑町の海難史のなかの津波ー」『環境社会学』18：60-81
- 坂口奈央、2017「震災復興と集合的記憶」『社会学研究』100：207-233
- 塩崎賢明、2014『復興＜災害＞—阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波新書
- 奥野修司、2017『魂でもいから、そばにいて—3.11後の霊体験を聞く』新潮社
- 金菱清編、2016『呼び覚まされる霊性の震災学—3.11生と死のはざままで』新曜社
- 金菱清編、2017『悲愛—あの日のあなたへ手紙をつづる』新曜社
- 好井裕明、2023「制度化されたオラリティと“未開拓のオラリティ”の可能性」、関礼子編『語り継ぐ経験の居場所』新曜社：189-218
- 鈴木弘一、1987『山田湾の漁業—移ろいとまつわりのあらまし』山田町大沢東老人クラブ
- 鈴木弘一、1991『漁民と信仰—大沢と七籠り』山田町教育委員会
- 山田町史編纂委員会、1986『山田町史上巻』
- 山田町史編纂委員会、1997『山田町史中巻』
- 山田町史編纂委員会、2007『山田町史下巻』

類・ブリ等

山田町細浦貝塚出土の貝類：サザエ、ハマグリ、アサリ、レイシ、ホタテガイ

山田町大浦川畔貝塚出土の貝類：ウミナ、ハマグリ、チョウセンハマグリ、ホタテガイ、マガキ、サルボウ、アサリ、イボニシ
漁法：釣り針による漁、刺突具による漁、網による漁、魷による漁

山田町史上巻：91-92)

*カキはないことに注意。縄文時代の魚種は山田町史上巻P.510-513に詳しく書かれている。

近世以降（山田町史中巻P.515以降）

織豊政権時代からの航海術の発達ないし商業資本の著しい台頭は漁業生産の発展をもたらした。

『邦内郷村史』より（町史中巻P.524）

閉伊郡大槌県 産物

鯛、鰯、赤魚、鰹、鰹節、鮭、鮭塩引、干スルメ、赤魚、魚油、鱈、海〇、エラゴ、キンコ、生海鼠、蛸、鱈、

田作、岩茸、布海苔、カラガヒ、塩、イリゴ、白干鮑、メノゴ、塩海苔、トド(鮓)、ホヤ、磁石、絹糸、鯛

*生産量は不明。おそらく、初めて出てくるものが主力の産品ではなかろうか。主力と思われる江戸時代物価賃金(P.536-539)をみても、経済的価値もそれなりにあったと考えられる。

ちなみに、各魚法別の乗組員はわからないが、傍証として、天保11年の大沢浦の船の情報をあげておく(P.528-)。おおよそ、どれほどの規模の人数が乗り込むのかがわろう(2,3艘で漁をすることが多いので、あくまで傍証)。天保11年(1840)の資料は、大榎代官所が税取り立てのために各浦の船数を確認したもの(「櫓立ての船は櫓一丁も赦免することなく帳面に書き入れた」(P.521))。

与板沖漁船 6丁立 1
与板沖漁船 7丁立 3
小天頭 2丁立 11
小天頭 3丁立 5
五大力 4丁立 6

*『南部太膳太夫領内陸奥国閉伊郡東海岸村村里数併人数家数漁船覚』(記載年がわからないらしい、屋数は享和3年(1803)とほぼ合致しているという)には、大沢 家数225、男女1304人、漁船 与板船3、小与板32、小天当33、五大力5、と記されている(P.522)。あまりに数が合わない。1803~1840の間に遭難や災害があったか。あるいは、税を免れるために、船を隠すなどしたか。

魚類採取の他、鮑、ホタテ貝、周利、北寄、かぜ、ほや、海鼠、キンコ、ゑらご、かき、アサリ、ハカラムス(ウチムラサキ)、オ(オウノ貝)、ケツ皿貝(赤皿貝)、ヤマダ・シタタミ貝が記載されている(P.540-544)。藻類は、昆布(昆布は近世中期より、メ粕とともに主要な海上交易の商品とされている)、若芽、天草、角又、布海苔、マツモ、海苔、おごのりがある(P.544-548)。

地引網・小舌網・マカセ網・建網に関しては、かなり多くの資料がある。論旨に関わるものとして以下の2点は注意が必要であろう。小舌網は、半世紀の間に形をまったくとどめないほどに明治中期に改良がくわえられた。明治中期以降の漁法は、2艘巻で魚群を追い、漁獲する方法。1ヶ統に真網、サカ網の本船が2艘、それに手船1艘と小テンマ1艘、漁夫は30人から40人の多勢。他の網漁に比して漁獲も多いが、和船により漁場が沖合になるため労働は過重だった。大小舌網というより大規模のものもあり、沖漁業に区別されることもある。また、マカセ(小赤魚)網の対象であるマカセは明治35年に政府により禁漁令がでて、その後、古老も知らない幻の魚となったという。

沖漁業については(中巻P.622-)、一本釣漁、延縄漁、刺網漁がある。一本釣漁は赤魚釣りが主体となる。漁場は山田湾口の大根・今成根、また〇磯根で、サガ縄のような沖合ではない。漁期は4,5月ごろ、餌は、イワシ、ドジョウ、オウゲ、ボラ、スルメ等。現在赤魚はとれない。延縄漁は、サガ縄、タラ縄が記されている(刺網漁の記述はな

い)。サガ縄は、サガ、マサガ、キチジ、メヌケ、赤魚、オチコ、メガラが主な対象。タラ縄は、タラ以外の何が漁獲対象になるのか定かではない。ただ、文政8年(1825)に橋野鉄山の経営を願い出たときに、一致して反対陳情を行った書面のなかに、大沢浦の代表者の名前(清助)があったことから、大沢村も沖合漁業をしていたと考えられる。

ちなみに沖合漁業の文章のなかで、水夫制度のことが載っていた。これを読むと、年間にさまざまな漁をするという契約が結ばれている(鯉船、鮓船、まかせ網、小舌網、鯛舟すべて何の漁に限らず相勤めするという約束)。想像しやすいことであるが、各漁期に合わせて個々の漁師はさまざまな漁法を組み合わせて生業をしていたものと推察される。

鮓猟(冬期間)、オットセイ猟(冬から春にかけて回遊してくる)、イルカ漁もあった。産物にトド(鮓)は認められる。

明治25年(岩手県漁政課提供:上巻P.612-613)

大沢村戸数 216戸(漁船は113)

網の種類:①鯉網(小舌網と称す)舟3艘(網舟2艘24人魚見1艘5人)29人あるいは魚見舟一艘を加え、4人にて使用。鯉網に一艘廻しと称して小型の網有打ち廻し60間ほどにて地引。

②鮓流網。50反(1反=12間)ほどある網。1艘にて14反を使用(3-4艘で漁に出るか?)。大沢村には網を持ち寄る家はなく、みな網主がいて水夫を雇って捕獲に従事した。鮓流網もあって、鮓流よりは網目が細く、1艘12,3反、総反数80反ほどで操業。

③タナコ網。シラス網のような小網漁。臨時に古網を修理して捕獲に従事した。マカセの場合は、30年に1度、20年に1度来る魚なので、特にそれ用の網は用意していない。

④建網。夏鮓建網1(発見年次不詳文久3年(1863年)本村にて礼金一両をおさめる。明治7年より不漁のため休瀬となり)、鮓建網2(I.発見年次不詳文久3年(1863年)本村にて礼金三両をおさめる。明治8年まで(大沢村で?)稼業。明治9年より入札となり、明治24年に山田町他三ヶ村の共同請けとなる。II.発見年次不詳文政3年(1821年)より明治3年に至るまで村内の物にて稼業。礼金ははじめ5貫5百文。天保3年(1832年)より6貫5百文。文久元年(1861年)より明治5年までは9貫文。明治6年より1円50銭となり、その後は入札にて税の変動有。明治22年では税金8円5拾銭5厘にて共同受けとなる。この漁場は劣等なため、下請けを希望する人がいない。十分な収益もない)。

⑤捕貝採藻区域。北重茂村地内字種さすまで入会慣行有。同村にては、姉吉千鶏大浜川代ノ四字より本村内に入会慣行有。また、船越村にもいり合う慣例有。明治25年に許可を受け居るものは釣捕にて13名あるのみなり。

⑥税に関しては網漁、その他、釣捕ノききは舟の間数に応じて賦課せられたしと言う。

明治36年(大沢村より下閉伊郡長へ報告されたもの(山田町史中巻:P.553-555))

海産物

鯉 6250貫 1,000円

烏賊 1500 貫 750 円
鮪 3,500 貫 525 円
鱈 160 貫 16 円
目抜魚 1000 貫 200 円
赤魚 3000 貫 30 円
計 15410 貫 2521 円

漁船 (大沢村浦の漁船数)

5 間以上 1
5 間未満 7 (年内新造 1 : 価格 200 円)
3 間未満 63 (年内新造 2 : 価格 100 円、年内廃用船数
13)

水産業者

漁業戸数 53 (すべて男子)
製造業 2 (すべて男子)

明治 37 年

海産物

鰹 15600 貫 2860 円 (一艘につき 2 千本として 13 艘、1
本の目方 600 目として 11 銭)
烏賊 2340 貫 1404 円 (一艘につき 6 千本として 39 艘
分、1 本の目方十〇にして 1 本 6 リトス)
目抜魚 1000 貫目 200 円 (一艘につき千本として 5 艘
分、1 本の目方 200 目として 4 銭トス)

*遠洋漁業者はいない

明治後期～1980 年頃 (鈴木弘一氏の『山田湾の漁業―移ろ
いとまつわりのあらまし』参照)

山田湾に存在していた漁法

・櫓漕ぎ帆走の和舟によるメヌケ (サガ) 延縄漁と、コシ
タ網 (イワシ) 漁

メヌケ (サガ)

延縄漁。「総てが近代化機械化された今でもこの漁業は継
続され、一部の漁民には一攫千金の漁獲はないが、200
カイリ時代の沿岸漁業としては一応低安定の漁業として
経営されている」(P. 25)。

イワシ

コシタ網。2 艘の舟で出漁。魚群を取り囲むように漁
獲。1 艘につき、3-4 人。

・櫓漕ぎ帆走の和舟による、カツオ釣り漁と、イカ釣り漁
カツオ

釣り漁。八丁櫓 (左 4 丁、右 4 丁) ということは、乗組
員は 8-9 人か。

イカ

釣り漁。櫓も櫓も 1 丁か 2 丁の小型のものが多かった。
漁期は 6 月頃から 12 月頃。午後 3 時ごろ出漁し、カゼ
(ウニ) を少し採捕してから、漁場に向かうことが多か
った (漁場につくとご飯と合わせてそのウニを食べる)。
イカ漁は、主として集魚燈による漁法であり、その変遷
は、松明が最初で、石油ランプ、カアバイト燈、蓄電池
燈、発電機によるものとなるが、無動力の時代は、カア

バイト燈の初期までであったという。

・蛸騒動と帆立貝、海鼠、金海鼠のコギダ漁について
真蛸 (浦蛸)

解禁日あり 漁具はイサリという独特の漁具 (水蛸もと
れた)

帆立貝

「山田湾には昔から帆立貝が自然繁殖して、毎年のように
大量に漁獲されて、その全部が地元の製造業者の手でボ
イルされ貝柱等天日乾燥された上、当時の支那に輸出され
外貨を稼いでおった。」(P. 31) 鉤取り・コギダ引

ナマコ

「ナマコも沢山に繁殖しており、その漁獲物は、魚価が
直接ボイルして乾燥してから仲買人に引取られて、これも
支那輸出の産物であった。」(P. 31) 鉤取り・コギダ引

キンコ

「随分沢山捉れたものであるが、換金価値が低く、あま
り経済性はなかったけれども、煮て食べてもおいしかった
し、キンコが山田湾から幻となる直前頃に誰が見つけた食
べ方が知らないが、生で適当な大きさに刻んで醤油漬けに
したものは誠に美味であり、酒席の肴などには絶好の物で
ある。然るにこのキンコが山田湾から完全に、いなくなっ
てから久しくなるが、…」(P. 31) 鉤取り・コギダ引

・初期の発動機 (焼玉エンジン) 船による、近海鰹鮪漁に
ついて

鰹・鮪

初期の発動機船が登場したのはおそらく大正初期のころ
と言われている。近海の鰹鮪漁業に先鞭を付けその名を後
世に残した経営者は、織笠村の「こんたさん」であった。

「漁業の花形的存在であったので、近隣の町や村から乗船
を希望する屈強な若者たちが水夫となっているが、地元織
笠のものを除いて多かったのは大沢村のものであったこと
から、男女の交際もあり大沢男に織笠女子と言われるよう
になったものであろう」(P. 32)。

・秋刀魚刺網漁と鮫 (モウカ) 延縄漁について

秋刀魚

初期の漁法は流し刺網法。9 月下旬から 10 月にかけて三
陸沖に廻遊するものを漁獲。

モウカ鮫

延縄漁も毎年行われていた。出漁する船数も少ないの
で、漁獲もあまり多くない。漁獲物はすぐにヒレを取り、
乾燥されて支那へ。腹を裂いて臓腑を取り去った胴体は、
一本ずつ菰に包んで三陸汽船で塩釜方面へ出荷。

・鰯流網漁と和舟巻網および動力船による旋網漁について
鰯

鰯を獲る漁法は、流し刺網、巻き網、定置網。晩春から
初夏にかけて接岸を避けて北上する大型鰯は沖を通るから
定置網に入ることはないの、流し刺網で捕獲。巻網漁

は、和舟のときは、2層の舟に網を半分ずつ積んで、小さな舟ののっているザクミと称される舟頭の合図で、魚群の進行を網で止めて、網を狭めていって漁獲する。昭和初期から動力船の旋網となり、規模も大きくなって一ヶ統につき40人から50人の水夫が乗り込んで操業するが、漁期が概ね9月から12月までのこともあり八戸地方の農家からの出稼ぎ船員がおおかった。全盛期には山田湾内だけでも10ヶ統位は有ったから、少なくとも400人ほどの出稼ぎ者が入っていたことになる。昭和8年前後が動力の最盛期であった。漁獲された鰯は、すべて煮て搾機にかけて魚油を取り魚粕として天日干しにして農村地帯に出荷。その後、真鰯の廻游が少なくなったこともあり、戦争のかかわりもあって山田湾から鰯を獲る旋網船は絶えたのである。

・鱒流網漁並びに延縄漁と突棒漁について 鱒

春一番の漁（吉野桜が咲き始める頃から八重桜の満開が終わるころまで）。最初の漁法は流網によるもの。ただし、ある程度の資本が必要であったこと、三陸のような広く魚が廻游する海では決して最適な漁法ではなかった。そこで、浮き延縄が多くなった（焼玉エンジン船で北海道へ行ったり来たしたという豪傑船頭・鈴木松之丞発案）。

従来三陸沿岸で漁獲された鱒の種類は、通称サクラ鱒という樺太鱒と大目鱒、それにわずかばかりの鱒之助（？）と、ママスとよばれた学名をサクラママスの4種であった。ママスのサクラ鱒だけは、気位が高く贅沢な魚であり、メロウドの生餌で底延縄でなければ定置網以外には漁獲できなかった（漁獲高も多いものではなく、値段も高い。味も美味。高級魚）。

カジキ 突棒漁。

イルカ
突棒漁。冬期間。鉄砲での漁獲に切り替わる。

オットセイ
鉄砲漁。イルカの鉄砲漁が、保護禁漁となっているオットセイまで獲るようになり、「政治問題となり最終的に突棒船を政府で買い上げる方法で転換資金を出して、漁業転換を図り、鉄砲漁法に終止符を打ったのである。

一つの魚群を何十と云う突棒船が舳先を並べて追う状況は創刊の一言に尽きるものである。」(P. 38)

・コウナゴ（シラス）の棒受網漁と、秋刀魚の棒受網漁について シラス

シラスの漁獲方法は、もともと地曳網か定置網でわずかばかり獲る程度であったが、光に集まる習性が発見されてからは、集魚灯による棒受網漁が確立され今日に至っている。少しの風波があっても出漁が制限されるし、岩礁等を縫っての漁撈であるので危険が伴った。漁獲されたものは、加工業者の手により、煮干し製品となり出荷されていくのである。

秋刀魚

流し刺網漁法⇒棒受網漁へと変化。シラス同様に、「光に集まる魚の修正を利用して考案された漁法であり、あらゆる漁法が著しく、進歩し機械化されている中でも最も近代化された漁法であろう。野球場のナイター設備の照明にも勝る光力の集魚灯を使って集魚し、網を引き揚げれば魚群の濃い場合は一網で何十屯もの漁獲となる。従って、大量貧乏となるのを防止するため、漁況や市況を見ながら、休漁する等の方法によって、魚価の維持を図り、経営の安定に腐心していることが明瞭である」(P. 38-39)。

・養殖漁業と栽培漁業について (P. 39-43)。

「山田湾における養殖漁業は、海苔養殖が最初で、一時は繁船地及び航路をのぞいた湾内全域の浅海遅滞が、海苔養殖の筏で埋め尽くされたものであり、全盛期には各漁業協同組合でしばしば共販が行われ、多勢の買取人が入り賑やかな入札会が続き、冬期の漁獲高の右翼を占めたものである。

然るに高度成長期を迎えて、急速に生活の様相が変り、あらゆる科学洗剤の生活排水や、農薬等による海水の汚染だけでも、海苔の胞子である浮遊幼生などは生存が困難であろうに、海苔筏の沖には、かき、ほや、帆立の養殖筏が一杯となり、栄養塩の流入も少なくなり、従って今では海苔養殖の筏は全く見ることができなくなった訳である。

次に養殖されたのが牡蠣である。このカキ養殖に最初に着手したのは織笠地域であったと思うが、この牡蠣養殖を将来の組合員漁家の生計の基盤とするため、計画的な先行投資により漁場の整備を行い、現在の安定した牡蠣養殖事業の根幹を確立したのは大沢漁業協同組合であった。

これに投入された資金は、戦後農地改革が実施され、これに続いて漁場改革が行われ、当時としては少なくない額が政府補償金として、各漁業協同組合に交付されたのである。

この補償金の使途については、それぞれの組合事情に基づき、協議によりその使途が決定されたものようであるが、その中で大沢漁業協同組合では、当時の組合長千代川順平氏が、牡蠣養殖事業の将来性に先見の明を発揮し、特有の指導性と決断力によりこれが投資をおこなったのである。」(P. 39-40)

次に養殖されたのがホヤであったが、食味が一般的ではないこと、販路が狭く、価格も安いことから事業養殖とはならず、自然消滅したようである。

「次に養殖されたのが帆立貝である。山田湾における帆立貝の自然繁殖については、コギダで述べたように、昔は毎年のように大量に繁殖したものであるが、特に湾内に牡蠣の養殖筏が浮かぶようになってからは、帆立貝の自然繁殖が殆ど見られなくなった。

そうした時に東北水研で帆立貝の垂下養殖に成功との発表があり、従来自然繁殖した湾であり、自然環境も適応するであろうと云うことから、直ちに垂下方法を学び、若干の危惧はあったが、この養殖事業と取り組んだのである。

処が発足してから四・五年の間は、環境が適応したのか潮流がよかったのか、その理由は定かではないが、当地域

の零細な漁家が、かつて経験したこともないような、高い漁獲を得る結果となったのである。

その良好な結果は、必然的に施設の拡張及び増設となり、山田湾はわずかに出入港の船の航行水路を除いては、養殖の筏で埋め尽くされてしまった。途端に養殖の帆立貝に原因不明の死滅や病害が発生して、漁獲高は急速に低下し、これを放置すれば皆無も免れない状況となった。

勿論行政側や漁協がこれを看過していた訳ではなく、あらゆる研究機関や専門の学者先生方に依頼して、その原因の究明と対策について、幾度か調査研究をお願いしたが、具体的効果的な結論はなにもなく、唯一はっきりしたことは、常識でもわかる過密であるということであり、それにより必要栄養素の摂取が出来ず、栄養失調的障害によるものであるということである。」(P. 40-41) その後も、下痢性害毒、麻痺性害毒が帆立貝を襲い、生産者に大きな影響を与えた。本書は、この過密状態を解消するための改善策を望むというかたちで、帆立貝の記述を終わらせている。

次に養殖されたのが若布であった。若布養殖は、外洋性の海域が適応し、品質の良いものが生産できるため、多品種の養殖との、海域の競合もないことからそれなりの生産性をあげているが、価格の面で今一つの感があるという。

昭和30年から平成12年 (山田町史下巻P. 367-)

昭和30年代

漁業のうち、もっとも漁家経営に影響の大きいイカ漁業は、近年頃に衰微し漁家の生活を窮乏化している(過去5カ年間の漁業総生産額に対するイカ水揚げ生産額の比率は28年46%、29年32%、30年23%、31年21%、32年16%)。

漁船は31年度現在、1426隻(無動力船が6割以上、老朽船171隻)。本町沿岸漁業はイカ1本釣、シラス棒受網、小型定置などを主力とする沿岸漁業とカキ、ノリ養殖や採介藻を主とする磯漁業を行っている経営体が両者合わせて全体の95%を占めており、この漁業形態の漁家は大部分零細漁民である。船舶所有規模より漁業経営体の構成をみても、無動力船と5トン未満の小規模動力船を所有している階層が全体の64%、これにカキ、ノリ養殖の零細漁民を加えると全体の約92%である。漁業経営体の数では沿岸並びに磯漁業などの零細漁民層が圧倒的比重を示している。また、イカ漁の沖合化、遠洋化に伴い小型漁船所有者は自ら出漁困難となり、イカ漁を専業とする漁民は経済的に大打撃をこうむることが多々ある。一方、山田湾、船越湾では書き、ノリ養殖業が盛んである。カキ養殖筏は一人当たり4.6台。ノリ養殖では、一人当たり19張。

本町の漁業経営体は自営が主体で全体の99.5%(717)と漁協経営が2、会社経営が1となっており、自営漁業者が大部分を占めている。収入はイカ釣、採介藻による漁家が460戸で全体の64%を占めている。一方、カキ、ノリ養殖により収入のある者は222戸で30%であり、如何に本町漁民が沿岸並びに養殖漁業に依存しているのかわかる。このため、イカ不漁並びに海流異変によるノリ、カキの減収、それに災害等による施設の被害があると経営が赤字となることはあきらかかて経営は不安定である(漁船については無動力船880隻、5トン未満433隻で小型船が主)。出稼

ぎ人員は昭和32年現在150人あり、北洋サケ・マス漁船に乗船するものが多くなり、昭和33年4月末現在で258人である。

昭和32年度の漁獲高はサンマ・イワシの豊漁で前年の1171439kgを上回る3325281kgを記録したため加工処理も活発に行われた。しかし本町は消費地に遠く輸送力に溢路があるため加工品種に制約を受けた各魚に対する簡易加工として魚粕、魚油が圧倒的に多い。一方、イカは漁家並びに加工業者により加工され関東、関西方面に出荷されているが、32年は前年を下回ったので乾スルメも少なく塩辛についても同様である。また、ミンク小鯨は日東捕鯨会社で加工され東北関東方面に出荷されている。貝類は主として鮑・カキであるが前年(434221kg)よりは水揚げが少なく(134400kg)なっており、販路は関東方面である。階層は主に若布で製品の改良とともにますますその成果を挙げている。32年は若布(昆布を含む)は517970kgで前年を約3割上回り、価格も平均貴当たり600円を維持する好況をもたらした。ノリは前年に引き続いて良好でなかったが販路は関東・関西で消費された。

以上、歴史資料に基づいて、大沢地区の漁業の変遷をおいかけた。歴史的にみると、大沢の海は常に変化してきたといえる。採れる魚種には大きな変動があり、それに対応するかたちで、大沢地区の人びとは漁法を柔軟に組み替えてきた。特に近年の養殖業の展開と安定化は、歴史的にみると少人数の漁家経営を可能としてきた。この影響は地域社会にとって大きいと考えられる。

ⁱⁱⁱ 漁業技術の切り替え時期については不明な部分が多いが、鈴木弘一氏の『山田湾の漁業—移ろいとまつわりのあらまし』に漁法技術の変遷が書かれている。

^{iv} 鈴木弘一氏の『山田湾の漁業—移ろいとまつわりのあらまし』に、それぞれの漁法での漁期が大まかに記されている。それをみても、年間にいくつかの漁法を組み合わせていることが伺える。

^v 鈴木弘一氏は、地域の石碑などを手掛かりに、七籠りがはじめられた時期を江戸期の1794年(寛政5年)から10年の間ではないかと推察している。また、大沢地区では、寛文9年(1670年)から天明4年(1785年)までの115年間に、遭難した船約15隻、死亡行方不明者約186名であったことなども考え合わせて、こうした推察をしている。七籠りは、1月8日(初竜神様：年行事宅)、その年の最初にくるかのえさるの日(庚申様：年行事宅)、3月3日(折磯様：判官さん宅)、3月10日(金毘羅様：清ざつま宅)、4月8(15?)日(八幡様：別当家さん宅)、6月8日(本龍神様：南陽寺)、7月末日(魚賀波間神社)におこなわれる。ここで、年行事宅とは、漁船団の団長のお宅であり、判官さん、清ざつまは、屋号であろう。別当家は屋号かもしれないし、持ち回りの家をさしているのかもしれない。不明である。漁船団については、資料に詳細に描かれておらず、聞き取り不足の点が多いため、詳細不明であるが、おそらく江戸寛政期に形成された漁船団は、その当時の漁船をひとつの単位とし、それぞれの船頭より漁船団の役員が選ばれ、そこから年行事が選ばれるような組織であった

と推察される。以下、それを裏付ける鈴木氏の記述である。「処がサガ（目抜け）の延縄漁（櫓漕ぎ帆走の舟）が始まって、あまり年数の経たないうちに、天候の急変により、人も舟も帰らない事故が発生した。そこで当時の年行事（現在の漁船団長の前身）は関係者に集まってもらい、協議の結果今後このような事故の起きないように、心からの御守護を願うために、七籠りの制度を作って、この日ばかりは全舟が出漁をやめ、舟留めとして夕方になると各舟の船頭さんは、各々自分の家庭で斎戒沐浴して会場に行き、持参したおさんご（お米）を供えて礼拝し、全員の礼拝が終わった処でお神酒が汲み交わされ、一晚中交代で寝ずの番をして、朝までお燈明を絶さない（筆者：ママ）ものであったと云う」（鈴木、1987：13-14）。七籠りの詳細は、鈴木（1991）に詳しい。

^{vii}脚注ivのように、大沢の人びとは、安全に漁業ができるようにと、七籠りの行事を創出し、そのための漁船団を形成してきた。費用が十分ある年は、七籠りの行事は大きくなり、大盛りと称される地域全体の祭りとなる。そこでは、太神楽、虎米、鹿踊りなどの組織も形成される。このように、大沢の人びとは、単に漁法に制約を受けるだけではなく、生活を安全なもの、豊かなものにするために社会組織を独自に創出することもおこなってきた。このような漁法と社会組織の関係は、現代にいたるまでその基本は変わっていないであろう。資料・聞き取りの制限から、漁法の変化と社会組織が相互に連関するとまでは言い切れないが、七籠りが当時の危険な漁業をできるだけ安全に行いたいという思いから創出され、年行事をはじめとしたそれぞれの漁法で形成される集団内・集団間の紐帯を強固にしてきたことはほぼ間違いないように思える。七籠り制度が漁船団の人びとの仲間意識を高めていたこと、漁法による集団をこえて、漁船団として地域に統一感をもたらしてきたことが本研究の目的からすれば重要といえよう。

^{viii} Aさんのパーソナリティを想像できる幼少期のエピソードをひとつ紹介しておこう。Aさんの父親はしばしば近隣宅で飲みつづれることがあった。そうした連絡を受けて

も、家族は誰も迎えに行かないので、いつもAさんが父親を迎えに行き、自宅まで連れ帰っていたそうだ。
^{viii} 被害の差異を序列化してはいけない、という規範が被災地に存在することは想像に難くなかろう。多くの震災研究からもそのことは明瞭にみてとれる。例えば、奥野修司は震災で亡くなられた方を数値として示すことに違和感を示している。「東日本大震災の死者・行方不明者一万八千人余一。たしかに地震による人的被害としては最大級の数だが、こんな数字にどんな意味があるのか。第二次世界大戦による日本人の死者は三百万人といわれても、たしかにすごい数には違いないが、戦争を知らない人間には記号でしかない。死者・行方不明者一万八千人という数字も、縁のない人間には、やがて時間とともに無機質な記号となっていくことだろう。妻や子供はいたのだろうか、最愛の人はいたのか、どんな音楽を聴いていたのか、なにもわからないまま記号だけが人から人へと伝えられていく」（奥野、2017:15）。震災や戦争における死者の数を数えるということは、どうしても被害の大小と結びついてしまう。そうした営みは、家族を亡くしたものにとっての死を慮れなくなってしまう側面がある。また、金菱清（金菱編、2017）も同様の指摘をし、次のようなエピソードを伝えている。東日本大震災の津波で夫を亡くした鈴木久美子さんは、「夫を亡くすより息子を亡くすほうがずっとつらいんだからね」（金菱編、2017:201）、「家も職場も流されて、一家で四人も亡くなった話があったよ。あんたたちは、家は無事だし一人しか亡くしていないのだから、まだ幸せなんだからね」（金菱編、2017:204）などと他人から言われたという。久美子さんは「亡くなった、そのたった一人がかけがえのない人で、幸せなんていう言葉に、あなた（夫）の無念まで汚されたような気持ちになった。ありがとうございますと頭を下げながら、被害の大きさは比べられても悲しみや傷の深さは比べられないよ、とくちびるを噛んだ」（金菱編、2017:204〔括弧は筆者注〕）。「一人しか亡くしていない」という言葉は、死者の無念まで汚される、という鈴木久美子さんの言葉は、被害の差異を序列化してはいけない理由を端的に示しているように思える。